

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年4月26日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年3月15日農林水産省告示第571号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
平口孝志	榛原郡川根本町桑野山字ナイダイ557の3	川根本町役場
平口幸雄	榛原郡川根本町青部字平野原428の2	川根本町役場